

令和5年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年3月10日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第1号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第4号）の承認について
- 議案第2号 芸西村個人情報保護法施行条例
- 議案第3号 芸西村議会の個人情報の保護に関する条例
- 議案第4号 芸西村情報公開・個人情報保護審査会条例
- 議案第5号 芸西村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- 議案第6号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び芸西村債権管理条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 芸西村使用料条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 芸西村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 芸西村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 芸西村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 芸西村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第18号 令和4年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第19号 令和4年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第20号 令和4年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算(第2号)
- 議案第21号 令和4年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第22号 令和4年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 令和5年度芸西村一般会計予算
- 議案第24号 令和5年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 議案第28号 令和5年度芸西村簡易水道事業特別会計予算
- 議案第29号 令和5年度芸西村下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 安芸広域障害支援区分認定審査会を共同設置する普通地方公共団体の数の減少及び同審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第4 議案第1号 令和4年度芸西村一般会計補正予算(専決第4号)の承認について

招集年月日 令和5年3月10日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	池田 廣	総務課長 兼会計管理者	松本 巧	健康福祉課長	都築 仁
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔
健康福祉課長補佐	常光 紘正	産業振興課長補佐	長崎 寛司	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和5年3月10日（金）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 岡村 俊彰 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から令和4年度芸西村定期監査報告書並びに、11月、12月、1月の例月出納検査の結果報告が提出されております。また、芸西村議会会議規則第129条第1項の規定により、令和4年12月16日に決定された議員派遣について派遣議員から報告書が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて7番西笛千代子君、8番仙頭一貴君を指名します。

《日程第2》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、3月3日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日3月10日から16日までの7日間とするものです。

まず、本日は村長提出の議案第1号から第30号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第1号の審議・採決を行っていただきます。11日から14日までは議案精査のため休会とします。15日は一般質問を行っていただきます。そして16日は、議案第2号から第30号までの審議・採決、並びに、議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。本定例会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月16日までの7日間に決定しました。

《施政方針の表明並びに提案理由の概略説明》

○ 岡村 俊彰 議長

村長より、施政方針の表明並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許可します。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日、議員の皆さま方のご出席を賜り、令和5年3月議会定例会が開会できますことを、厚くお礼申し上げます。まず、提案に先立ち令和5年度の施政方針並びに事務事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

さて、新型コロナウイルスの感染者数は、減少率の鈍化は見られるものの沈静傾向が続いており、国においては感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザなどと同じ5類へ、5月から引き下げることを表明しました。また、マスクの着用についても、一部の例外を除いて個人の判断に委ねる方針が示されております。こうした各種の見直しや制限緩和の判断は、今後の感染リスクなども踏まえながら慎重に決定していただきたいと思いますが、3年余りのコロナ禍を経て、アフターコロナを見据えた社会経済活動の正常化に向けた大きな一歩を踏み出すことになると期待しております。

また、来年度以降のワクチン接種に関して、スケジュールとしては追加接種が可能な全ての年齢を対象に、秋から冬にかけて1回接種を行うこととし、重症化リスクが高い方等については、春から夏にかけて前倒しし、さらに1回接種を行う予定であること等の通知がっております。こうした動きに迅速かつ的確に対応できるよう、順次村民の皆さまに周知を行うとともに、必要な準備を進めてまいります。

次に、村の継続的な懸案事項について申し上げます。

まず、和食ダム事業は7月まで左岸の節理面の再掘削が行われ、9月から左岸堤体コンクリートの再打設が行われております。来年度は、堤体コンクリートの打設のほか、管理棟の建築や貯水池内の樹木の伐採などが予定されております。また、ダム周辺環境整備事業は、近日中に開催される検討会において、ダム展望台や駐車場、公園のレイアウト等をお示しして、ご意見を賜りながら関係者やダム建設事務所等と協議を重ねてまいります。

和食川導流堤の閉塞対策は、和食排水機場の排水を利用して試験的に導流堤内に流し込んで堆積した砂を押し流すようにするため、県において閉塞しやすい東の1門の改修工事が2月に発注されております。詳細な工事の内容や今後の予定などについては、これまで重ねてきた「和食川導流堤に関する検討会」を近日中に開催し、関係者の皆さまに説明ができますよう、準備を進めていただいております。

高知東部自動車道は、和食陸橋付近の橋脚工事等が行われておりますが、令和7年春に予定されている高知龍馬空港ICと香南のいちIC間が開通いたしますと、高知市と本村が高規格道路で直結となります。これにより、日々の生活においてアクセス向上による交流人口の増加が見込まれるとともに、地域経済や地域振興にとりましても大転換点になると思われれます。また、高知市内までの所要時間もさらに短縮されることで、通勤通学圏域の居住地としての選択肢となる確率も高くなりますので、本村としても地域振興や子育て支援など多くの施策を重層的に行いながら「小さくても元気で輝くむら」としての魅力を高める努力を重ねてまいります。

教育施設集約化事業は、委託業者から現在の小学校及び幼稚園の敷地を中心として検討した場合の、各校舎や関連施設の配置案が複数提示されています。事務局が資料を整えまして、PTA会長等で組織する検討委員会にお示しし、ご意見をお伺いしながら、共用可能な特別教室等の検討を続けて、10月頃をめどに概算の建設費用や配置案の成果品が提出される見込みとなっております。

次に、県内国保の統一化の現状について申し上げます。

国保事業は、平成31年4月に運営主体が市町村から県に移管されましたが、現在も保険料はそれぞれの市町村が決定をしております。このことから、特に全国に先駆けて人口減少や高齢化が進む高知県では、市町村間の保険料の格差が大きく、中でも小規模な自治体ほど事業の存続が困難となっているのが実情です。このため、事業を所管する県の濱田知事におかれては「小規模自治体の多い本県の特色を考えれば、今後国保制度を持続可能な形で運営していくためには、市町村の国保会計を統一して国保の財布の大きさを広げること、大きな括りで保険の仕組みや効果を効かせていくことが不可欠と考える」との見解を示され、昨年8月に行われた「県内国保の保険料統一に向けた知事・市町村長会議」において、令和12年度に保険料を統一

することが合意、確認をされております。これによりまして、保険料が統一されますと県内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となり、どの自治体は保険料が高いといった市町村格差は是正されることとなります。

さらに、今回の統一化の議論に際し、濱田知事は「いたずらに時を過ぎて、計画を先送りすると傷口が大きくなり、制度を持続させるハードルが高くなる」とも発言されており、そのことは各市町村が歩みを止めることなく統一化に向けて努力してもらいたい、との意味が込められていると理解しております。

県全体で一つの国保を支えていく前提として、本来法定外となっている一般会計からの繰入れは、令和8年度を最終年度として早期に解消を目指していくことが、県から明示されていることに加え、保険料統一年度を見据えて、被保険者にとって唐突で極端な負担増とならないよう、段階的に坂道を上がっていく必要があると考えております。

本村では、令和2年から4年まで3年間税率を据え置きしておりますが、統一化に向けて段階的な作業を考える際に、さまざまなご意見が出るのが想定されましたので、税率見直しの時期や増額の度合いなどについて事務局から複数のパターンをご提示した上で国民健康保険運営協議会においてご協議いただき、答申を出していただきましたので、それを受けまして、今回税率の引き上げをお願いするものです。

次に、先月高知県町村長・町村議会議長大会が開催され、農林水産業の振興対策の強化、医療・福祉施策の充実強化、交通基盤等インフラ整備の促進など基本的な要望項目に加え、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策の充実強化や子育て支援策に対する財源措置等の特別決議案を決議しました。これらの要望項目の実現については、町村会と町村議会議長会で歩調を合わせながら取り組みを進めてまいります。

また、この会議に先立ち開催された町村長大会において役員の改選が行われ、新たに高知県町村会の副会長を拝命いたしました。もとより微力ではございますが、国保の統一化に向けた作業の調整や、それぞれの町村が直面する課題の解決などに取り組みますとともに、本村の懸案事項につきましても、町村会のご協力も得ながら着実に実を結びますよう、全力で努めてまいります。

以上、一部ではございますが懸案事項等について、簡単にご報告をさせていただきました。私は行政の仕事は連続性と、日々の地道な努力の積み重ねが重要であると、これまでの議会でも申し上げてまいりましたが、住民の皆さまからの要望は、ますます複雑多様化しつつあります。本村におきましても、予算要求総額では財源不足額が大きく膨らみましたため、大変困難な査定作業となりました。そのような中で、健全財政を堅持しつつも、懸案事項が着実に実を結んでまいりますよう、予算要求原案の緊急度、優先度を考慮しながら令和5年度当初予算案を編成いたしました。

査定を重ねましても、どうしても不足する財源の調整には、やむなく基金を充当いたしました。決算時においては、極力、基金取崩し額が少なくなりますよう効果的かつ効率的な予算執行に努めてまいります。

まず、行財政の状況ですが、令和3年度決算公表の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4つの財政指標のうち、標準的な収入に対する借金返済額の比率を表す実質公債費比率は7.2%で、対前年0.4ポイントの減となっております。令和4年度は7.5%と試算しておりますが、県内町村平均6.1%よりも高くなっております。

今後控えている教育施設集約化等により、起債償還が順次発生し、厳しい財政運営が予想されるため、より一層の歳出削減と効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、予算編成ですが、令和5年度当初予算額は56億1,700万円で、対前年1億3,340万円、2.4%増となっております。また、本村が大きく依存している地方交付税は、総務省から公表された令和5年度地方財政計画において対前年1.7%増となっており、本村でも増が見込まれるところです。

起債は、一般廃棄物処理事業、公共施設等適正管理推進事業等で、発行に約2億3,088万円を見込んでおり、対前年2,362万円、11.4%の増となっております。

今後も計画的な事業実施や、国・県の補助金など有利な財源を確保し、財政指標を注視しながら、財政健全化に向けた後年度負担の軽減に努めてまいります。

補正予算の主な事業は、事業者支援補助金等を計上し、金額の確定した事業は減額をしております。

機構・人事は、4月1日付けの職員の採用は、退職職員の補充として一般事務職と保育士を予定しております。

税務は、国民健康保険税条例の改正は、冒頭に申し上げましたが、県内国保の保険料水準統一化への方針

が定められましたので、段階的に赤字解消への取り組みを進める必要があります。

そこで国民健康保険運営協議会でさまざまな角度からご協議いただき、その答申を受けまして、来年度より被保険者1人当たりの均等割額を3000円増額させていただきたいと考えております。また、国の法令改正に基づき、後期高齢者支援金の賦課限度額の引き上げと、中間所得層への配慮のため、軽減判定の基準額の変更も合わせた条例改正議案を提案しております。

選挙は、任期満了に伴う県議会議員選挙が4月9日に執行予定となっており、現在準備を進めております。また、11月には高知県知事選挙も予定されておりますので、広報活動などを通じて投票率の向上に努めてまいります。

ふるさと納税は、クラウドファンディングを実施したことにより昨年度同時期より寄附額が増加しております。11月から5サイトで受け付けを開始し、1月末の終了までの間で5億1547万5000円の寄附が集まりました。採択された5事業のうち、資材の高騰等の理由により1事業が実施を断念しましたが、その他4事業については目標額を達成しております。来年度も事業提案を募集し、地域の活性化及び地場産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

また、3月下旬には、黒潮カントリークラブとロイヤルホテル土佐に「ふるさと納税自動販売機」を導入する予定となっております。ゴルフや観光等で芸西村を訪れ、村に親しみを感じてくださった方を対象に寄附を募るものです。自動販売機という新たなツールを活用し、村の魅力的なサービスや商品を知っていただき、返礼品に各施設の利用券を採用することでリピーター増を目指してまいります。

次に、地域振興では、集落活動センターげいせい、3月12日にとさのさとで開催される、県内各地の集落活動センターが自慢の商品を持ち寄り販売する「集マルシェ」に参加し、広くPRを行ってまいります。

かつば市が実施主体となる琴ヶ浜でバーベキューを楽しむ自然体験満足度向上事業は、今後さらなる周知に努め地域振興につなげてまいります。

村の宿泊施設、貸し切りバスの利用料の一部を助成して誘致を促進する、芸西村スポーツ合宿支援事業についても、春、夏の合宿利用促進のためチラシを作成する等広報活動に努めてまいります。

観光振興では、ロイヤルホテル土佐で昨年12月1日から1月9日まで実施しました竹灯りの宵は、延べ6500人の方にお越しいただき、大変好評のうちに終了しました。

明治安田生命レディスヨコハマタイガゴルフトーナメントは、3月9日から12日までの4日間、土佐カントリークラブにて、熱い戦いが繰り広げられます。今大会は、新型コロナウイルス感染者数の減少傾向を考慮し、入場制限を設けずに実施することになりました。

げいせい桜まつりは、3月20日から3月31日までの期間開催とし、夜間のライトアップを行います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止を余儀なくされた各種イベントについては、今後の状況を見ながら再開に向けて検討してまいりたいと考えております。

統計は、住宅土地統計調査は、準備事務が終了し、来年度本調査を実施します。選定された17戸に対し10月1日を基準日に実施しますので、皆さまのご協力をお願いします。

地域公共交通ですが、おでかけバスは令和3年度利用実績2521人、1日当たり8.6人に対し、令和4年度は1月末日現在で2191人、1日当たり8.9人と利用者は増加しております。

次に、住民福祉・保健衛生です。

ふれあいセンター事業は、コロナ禍の影響等もあり年々利用者が減少しております。来年度からは、あったかふれあいセンター事業と統合し、地域住民が気軽に集える地域福祉活動の推進施設として、日常生活での相談や高齢者の見守り、介護予防に関する事業等をさらに充実させるため、社会福祉協議会へ運営委託することとしております。

地域包括支援センターは、12月に各ふれあいセンター等で消費被害予防を目的とした「知っ得講座」を産業振興課・安芸警察署と協働で開催し、延べ48人の参加をいただきました。また、3月16日には、フレイルに関する知識を深めてもらうため、高知県在宅療養推進課及び安芸福祉保健所と共催で、フレイル予防講演会を開催予定です。

子育て支援・児童福祉は、本年度補正予算で国の交付金事業として実施しております。出産・子育て応援ギフト事業を来年度も実施いたします。

子育て世代包括支援センターCOCOROは、保健師資格を持つ母子保健コーディネーターを配置し、総合相談窓口の充実や保健・福祉・教育等の関係機関と連携強化を図り、妊娠期から子育て期にわたるまでの

切れ目のない支援に取り組みました。また来年度からは、新たに助産師を配置し、支援体制の強化を進めてまいります。

住民税非課税の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を支給する、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金は、21世帯、対象児童39人分を支給いたしました。新生児が生まれました非課税世帯の追加申請は、3月15日まで受け付けを継続しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う住民の生活支援と地域経済の活性化を目的として、昨年8月から実施しておりました生活支援地域振興券事業は、使用期限の1月末までの換金率は、99.1%となっております。

次に、ワクチン接種ですが、新型コロナウイルスのワクチン接種は、2月末現在の接種率は、5歳以上の対象者3532人に対しまして、1回目接種率88.11%、2回目接種率87.71%、3回目接種率75.91%、4回目接種率55.46%、5回目接種率31.63%となっております。

オミクロン株に対応したワクチンの接種率は、12歳以上の対象者3330人に対しまして、55.11%となっております。

来年度以降の接種は、予防接種・ワクチン分科会において国が方針を取りまとめる予定となっておりますが、2月8日に開催された基本方針部会では、全ての方を対象に秋冬には接種を開始すべきという一定の方針が取りまとめられたと承知しております。

本村といたしましては、今後も積極的に情報収集を行いながら、接種方針が決定次第、できるだけ早期に接種体制を整えていけるよう関係機関と緊密に協議を行ってまいりたいと考えております。

地籍調査事業は、和食乙の津野地区の一筆地調査が完成し、昨年度調査しました和食城本地区・久重地区の閲覧作業を2月1日から20日間実施しました。本年度は残る現地の測量業務を行い、年度内の完成を目指します。来年度の調査地区は、和食乙の1.68平方キロメートルを予定しております。

移住促進関係は、12月10日に大阪で行われました移住相談会に参加しました。来年度も、県東部地域の自治体と連携した取り組みを予定しております。また、村内の事業所で働きながら村を知ってもらう、ふるさとワーキングホリデー事業を計画しております。

和食西北芝分譲地は残りの3区画を販売しており、随時受け付けを行っております。今後も子育て世帯をターゲットに販売促進を行い移住者の誘致につなげてまいります。

農業振興は、11月に着手しておりました、園芸用ハウス整備事業の高度化レンタルハウス1件とサポートハウスが間もなく完成します。来年度は、サポートハウスによる就農支援の取り組みが始まります。JA所有のハウスではありますが、管理運営方法や利用条件、利用者の選定方法などを関係機関と協力し進めるための費用を当初予算に計上しております。農地利用効率化等支援事業と新規就農育成総合対策事業では、効率化に取り組む法人農家と本年度就農した新規就農者に、トラクターの導入支援が完了しました。

燃油・物価高騰緊急対策として取り組んでおります肥料価格高騰緊急対策事業は、国の事業が令和5年5月までの春肥料の購入を対象とするため、繰越しを予定しております。また、施設園芸燃油高騰緊急対策事業についても、国の事業が4月までの燃料使用量が対象となりますので繰越しを予定しております。

村内で実践研修をしている研修生1人は、来年度に研修を修了し、就農する予定です。今後は就農に向けて、計画の作成などのサポートを行ってまいります。新たな農業の担い手候補として、地域おこし協力隊員の募集を12月末から開始しました。これまで行ってきた研修制度とともに、担い手の確保に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策は、11月15日までの狩猟期外のシカ・イノシシの捕獲頭数は228頭でした。まだ年度途中ですが、昨年度より減少する見込みです。年によって増減はありますが、継続して取り組む必要がありますので、報償費のほかに被害対策補助、狩猟免許取得補助などの費用を当初予算に計上しております。

林業・水産・商工ですが、林業関係は、樹幹注入と伐倒駆除処理を2月に発注し、3月下旬に完成の予定です。3カ年で取り組んでできました樹幹注入は、来年度で最終年度となります。地上散布と合わせて美しい松林の保全に努めてまいります。

水産関係は、損傷の激しい西分漁港の荷捌所の劣化診断が完了しました。耐震性に大きな問題はないとの結果でしたが、補修を要する箇所もあり、漁業にとって重要な施設でありますので、改修費用を当初予算に計上しております。

商工関係は、村内のゴルフ場と宿泊施設の利用者を対象に割引きしておりました観光活性化支援事業は、

計画数に達しましたので1月6日に終了しました。村内の小規模事業者等を対象としておりました物価高騰緊急対策事業は、2月末をもって受け付けを終了しました。来年度も商工会と連携し、事業者の支援を行ってまいります。

住宅は、村営住宅関係は、旧北芝団地の解体工事を計画しており、当初予算に計上しております。

一般住宅の空き家対策関係は、不良住宅の除却の推進のほかに、西分浜中地区の住宅1戸を村が借り上げて改修する計画で、当初予算に計上しております。耐震関係は、引き続き補助制度の周知や啓発に努め、耐震化を促進してまいります。

次に、土木関係は、村道赤野線の土砂崩れ復旧工事が完了しました。現在施工中の津野地区の村道桜ヶ内線の道路改良、水利組合の用水路の補修は、3月完了予定です。来年度は、施設の維持管理や利便性の向上を図る新設改良事業、高規格道路整備や和食ダム建設と連携して行う事業に取り組んでまいります。

道路の維持管理は、老朽化が進み補修が必要となっている役場北の村道桜ヶ池線、長谷寄ふれあいセンター西の村道長谷線の側溝や舗装の改修を予定しております。

新設改良事業は、瓜生谷地区の河川改修区間にある中村橋周辺の村道市屋敷線の道路拡幅、高規格道路工事と連携して行う村道江尻線の道路拡幅、老朽化した排水路の改修と合わせて行う中学校東の村道和食東線の道路拡幅を予定しております。

林道整備事業は、林道橋の定期点検や落石や雨水浸食された久重山線の路側の改修を予定しております。

高規格道路整備の関連事業は、和食陸橋付近の高規格道路の橋脚工事に合わせて、江渡川の護岸改修を行います。

治水対策は、和食排水機場の長寿命化対策として保全計画に基づき、電気設備の更新、ナンバー2ポンプの更新事業を予定しております。

農業土木は、長寿命化計画に基づき、水利組合の用水路の補修事業を継続して行います。

村のダム関連事業は、ダム左岸側の支線管理道の整備に取り組んでまいります。

次に、消防関係は、年末の特別警戒と、1月から2月にかけての火災予防パレードを行うことで火災予防の呼びかけを行いました。

防災対策は、災害時の情報通信整備として進めております第一分団屯所、かっぱ市、琴ヶ浜野外劇場へのWiFi設備の設置工事が完了しました。来年度は、第二、第三分団屯所や村民体育館などへの設置を予定しております。

また、5月28日には高知県の総合防災訓練と地域防災フェスティバルが安芸ブロックで開催される予定です。消防団も参加するメイン訓練会場は奈半利港周辺となりますが、本村でも関連した訓練を行う計画となっております。

次に、教育です。

学校教育は、児童生徒のタブレット端末を、家庭学習でも活用できるよう準備をし、12月から順次持ち帰り学習が始まりました。また、保幼小中の保護者への情報配信を専用アプリで行えるように整備し、2月から連絡配信に加え、欠席連絡、アンケート等の双方向での運用が始まりました。

経済的理由により就学が困難な方に対し貸与している奨学金は、年度途中でも収入が減少した方にも貸与できるよう、就学の途中での申請を可能とし、通年での申請の受け付けを引き続き行います。

コミュニティ・スクールは、推進委員会で学校運営協議会を設置するための準備も整え、来年度より本格始動となります。

社会教育は、12月にミニ門松づくり、1月2日に成人式を行い29人の新成人が参加しました。

社会体育は、1月にタコの山のぼり、また、40回目となる地区対抗駅伝大会は3年ぶりに開催され、15チーム90人が村内を力走しました。

文化資料館・筒井美術館は、1月21日から3月31日まで、企画展ビフォーアフター展を開催しています。

来年度は、子育て世帯への支援策として、保育料第2子無償化及び高校生の公共交通機関利用の通学費助成費用を当初予算に計上しています。また本年度、約8%の値上がりを見込んでおりました給食食材費に新型コロナウイルス交付金を充当しましたが、交付金が見込めない来年度も保護者負担を求めず、公費負担を予定しております。

各行事についても、引き続き感染対策に留意しながらできるだけコロナ前のように実施できるよう努めてまいります。

次に、特別会計です。

まず、国民健康保険ですが、村の医療費は昨年度と比べ1人当たりの額は減少する見込みですが、近年の医療の高度化等、依然として財政状況は不安定であることから、医療制度を取り巻く厳しい状況は続くと思われる。

このような状況の中、国民健康保険事業費納付金に影響します高医療費対策としまして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知や、医療費通知、服薬情報の通知を継続して実施し、医療費の抑制及び適正化を図ってまいります。また、特定健診受診勧奨はがき、健康年齢通知の送付、特定健診結果説明会を開催し、健康への意識向上を図り、特定健診受診率の向上や健診後のフォローにも力を入れてまいります。

生活習慣病に起因する疾病は、長期化・重症化傾向で、高医療費の要因ともなり、患者本人や家族の体力的・精神的・経済的にも負担が増えることから、保健師等による早期介入事業を継続して行います。

介護保険事業は、認定者数の増加に伴い介護サービスの利用者が年々増加傾向にあり、特に施設サービス費においては、5年前と比較し約1.4倍になっております。

来年度は、第9期高齢者福祉・介護保険事業計画の策定年であり、これまでの状況を踏まえた上で、今後の保険給付費見込やニーズを分析し、総合的な高齢者対策としての計画を作成する必要があります。

後期高齢者医療は、来年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組みます。

国民健康保険制度や他の社会保険制度から後期高齢者医療制度への切り替え時に、健診結果や保健サービスの提供が途切れることや、保健事業や介護予防事業が保険者ごとで実施されているため、高齢者への継続的・包括的な支援に課題がありました。

そのため、令和2年4月に行われた法改正により、保健事業と介護予防事業の一体的実施の体制が整えられたことから、本村でも高齢者が住み慣れた地域で、健やかに健康的な生活を続けられるよう、本事業に取り組んでまいります。

上下水道ですが、水道事業は、黒潮配水池系統の取水池と配水池の水位監視装置の導入が完了しました。日々の状況を把握することにより、トラブルの未然防止と異常時における早期対応を図ってまいります。老朽管の布設替では、城本地区、長谷寄地区で工事が完了しました。

来年度の事業は、入野、井ノ本の水源地で老朽化している取水ポンプの更新を予定しております。また、老朽管の布設替や断水リスクを低減するための水道管の新設工事を予定しております。

下水道事業は、浄化センターや中継ポンプ場などの適正管理に向けて、日々の点検や修繕箇所への早期の対応により安定した施設運営に努めております。

来年度事業は、下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を把握して、計画的、効果的に維持更新を行うためのストックマネジメント計画の策定を行い、今後の下水道機能の確保と施設の適正管理に向けた取り組みを進めてまいります。

住宅新築資金は、回収が困難な案件について、県に償還推進助成事業の要望をしておりましたが、認められませんでしたので、見込まれる費用を補正予算に計上しております。このことにより滞納整理が大きく前進します。未収額は、計画的な償還が行われておりますが、狂いが生じないように注意し、額の減少に努めてまいります。

本議会に提案いたしました議案は、専決予算1件、条例15件、補正予算6件、当初予算7件、その他1件の合計30件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議の上適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、村長の施政方針の表明並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第1号から議案第30号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。議案の説明の前に、予算議案に関する説明方法の一部変更につきましてご説明をさせていただきます。これまで予算に関する議案の歳入歳出予算額の説明につきましては、事項別明細の目ごとの金額について読み上げを行っていましたが、特に一般会計当初予算などにおきましては、その量が多くなることや、読み上げだけでは聞いている方にも分かりにくく、形式的に読んでいただけの形となっております。

また、地方自治法におきましても、予算の基礎となる部分は第一表で定める款項の区分の部分と規定されていることもあり、先日の議会運営委員会でも相談をさせていただき、今回の議会から変更をさせていただくことにしました。

予算額につきましては、第一表の読み上げとさせていただきます。補正予算と特別会計につきましては、主要な項目を別途口頭でご説明をさせていただきます。一般会計当初予算につきましては、参考資料として新規事業・主要事業の一覧を添付して、事項別明細書と合わせまして別途ご確認をいただくこととさせていただきますと思います。

その上で、ご不明な点や詳しく説明が必要な点につきましては、議案精査等におきまして、お問い合わせをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第1号令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第4号）の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

1ページをお願いします。

令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3181万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページの第1表をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

70款5項、寄附金2億円の増。

続きまして3ページ、歳出です。

10款35項、企画費1億1168万2千円の増。

60款10項、基金費8831万8千円の増。

令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第4号）は、ふるさと納税に関連する補正予算となります。1年で最も寄附が伸びる年末に想定より寄附が集まったことや、ワンストップ制度のオンライン化により申請件数が急増し、委託料等必要経費の2月分の支払いに予算の不足をきたすことになることから、地方自治法第179条第1項の規定により1月18日付けで関係予算の専決処分を行ったものであります。予算の詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書をご確認いただきたいと思います。

次に、議案第2号芸西村個人情報保護法施行条例について説明をいたします。この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものであります。これまで、個人情報の取り扱いにつきましては、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者のそれぞれを対象とする法律や条例等により、その取り扱いが定められていましたが、令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立によりまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで別々であった個人情報に関する規定が一本化され、令和5年4月からは、改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が全国共通のルールとして適用されることとなりました。

そのため、芸西村を含めまして全ての地方公共団体におきまして、個人情報の保護に関する法律の規定が直接適用されることとなりますので、現在施行されております芸西村個人情報保護条例を廃止して、改正法で委任された事項等を定めた条例を新たに整備するものであります。

主要内容は、改正法の対象となる実施機関の規定や開示請求に関する費用の規定、個人情報の適正な取

り扱いを行うための審査会への諮問の規定などを定めており、施行日は改正法の規定の適用日であります令和5年4月1日からとなります。

なお、改正後の個人情報保護法では、議会は適用除外とされているため今回制定する条例の実施機関には含まれておりません。そのため、議会の個人情報の保護につきましては別途条例を整備することとしております。

次に、議案第3号芸西村議会の個人情報の保護に関する条例について説明をいたします。個人情報の保護に関する法律の改正により、これまで各機関において別々であった個人情報に関する規定が一本化され、令和5年4月からは改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が、全国共通のルールとして適用されることとなりますが、改正後の個人情報保護法では、議会在適用除外とされております。

そのため、個人情報保護法の改正規定の施行に合わせまして、芸西村議会における個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会在保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とするものであります。

条例の内容につきましては、全国町村議会議長会から示されました条例例の規定を基本として作成しており、令和5年4月1日からの施行となります。

次に、議案第4号芸西村情報公開・個人情報保護審査会条例について説明をいたします。芸西村情報公開個人情報保護審査会条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、個人情報保護制度の適切かつ公正な運営を確保するために新たに条例を制定するものであります。芸西村情報公開条例や芸西村個人情報保護法施行条例の規定による審査請求について調査審議を行う審査会となります。条例では、所掌事務、答申の期限、罰則等の規定を定めており、令和5年4月1日からの施行となります。

次に、議案第5号芸西村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例について説明をいたします。指定管理制度は、平成15年の地方自治法の一部改正により、それまでの管理委託制度に変わり、新たに創設された制度で、公の施設の施設運営に民間事業者の活力を活用して、施設の設置目的を効果的に達成することや、施設管理における費用対効果の向上を目的として運用をされております。

現在、芸西村におきましては、憩ヶ丘運動公園の管理につきまして、指定管理者制度を活用して運営しておりますが、指定管理制度の適用につきましては、憩ヶ丘運動公園の設置及び管理に関する条例の中で、その手続きについて定めております。そのため、今後、社会情勢や施設の利用状況等の変化により、村内の他の施設において指定管理制度を検討していく場合には、それぞれの設置管理条例において、その手続きについて定める必要があります。

一方で、他の市町村の状況を確認しますと、全ての施設が対象となる指定管理制度の手続きに関する基本的な条例が定められており、実際に導入する場合には、その条例の規定に基づき手続きが進められております。そのため、今後村内の施設の運営方法について、指定管理制度を検討していく必要が発生した場合に、その指定手続きについて定める条例として、新たに制定するものであります。

次に、議案第6号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、県内国保の保険料水準の統一に向けた取り組みが進められている中で、法定外の一般会計繰入金による補填により収支の均衡を保っている現状を踏まえまして、保険料統一に向けた赤字解消への取り組みを進めるため、保険料率の改定を行うものであります。

今回の改定では、被保険者1人当たりの均等割額を2万5000円から2万8000円に、年間3000円増額させていただきたいと考えております。また、法令改正に伴う変更としまして、後期高齢者支援金分の負荷限度額の2万円の引き上げと、軽減判定の所得基準額につきましては、中間所得層の負担に配慮した見直しにより、5割軽減につきましては5000円、2割軽減につきましては1万5000円、それぞれ引き上げが行われます。

被保険者の皆さまにはご負担をかける部分もありますが、国保制度の継続的、安定的な運営に向けましてご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、議案第7号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び芸西村債権管理条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、新たに芸西村個人情報保護法施行条例及び芸西村議会の個人情報の保護に関する条例が制定されることを受けまして、他の条例において関連する部分の文言の変更等行うものであります。

また合わせまして、非常勤の特別職の職員の報酬に関する条例につきましては、教育委員会のコミュニティ・スクール推進委員から学校運営協議会委員への変更も追加をしております。

次に、議案第8号芸西村使用料条例の一部を改正する条例について説明をいたします。芸西村使用料条例の別表第2におきまして、道路占用料の金額が定められておりますが、今回の条例改正は、道路にかかる電柱の占用料について改定を行うものであります。

国が管理する国道の道路占用料につきましては、道路法施行令の改正により、昭和62年以後路線単価に基づき見直しがされており、令和5年度には6回目の改定が行われる予定です。一方、芸西村の電柱等の道路占用料は、昭和62年に国で算定された単価を基準としており、以後見直しがされていないため、国が定める単価と大きく乖離している状況となっております。

そのため、道路占用者からも国の基準額を基にした適正な金額への見直し依頼があることや、国土交通省の通知におきましても、占用料の額につきましては、算定の基礎となる民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行う必要があるとされていることから、国の基準に合わせた単価に変更をするものであります。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。議案第9号芸西村ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を説明します。本改正は、ふれあいセンターが、地域住民が気軽に集える地域福祉活動の推進施設として、日常生活での相談や高齢者の見守り、介護予防に関する事業等を今後あったかふれあいセンターのサテライト施設として事業を行っていくために必要な条例改正をするものです。

続きまして、議案第10号芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例を説明します。本改正は、健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険の出産育児一時金の支給基準額について、現行の40万8000円から48万8000円に8万円引き上げるものです。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。議案第11号芸西村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正は、農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の推進委員の定数は政令で定める基準に従い条例で定めておりますが、直近の統計調査により区域内の農地面積が基準値以下となりましたので、政令で定める基準に従い、推進委員の定数を3人にする必要があるため、現在の4人から3人に削減するものです。なお、施行日は、次回の任期開始日、令和5年7月20日からとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。議案第 12 号廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。今回の条例改正は、一般廃棄物処理業の許可を、毎年許可から 2 年ごとの更新許可に改正するものです。

提案理由としまして、一般廃棄物処理業の許可につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律で市町村長が許可をするように定められており、近隣市町村では 2 年ごとの更新で行われていることから事務の簡素化、効率化を進めるために許可の期間の見直しを行うものです。

○ 岡村 俊彰 議長
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

議案第 13 号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されるため、児童福祉施設等における児童の安全確保に関する安全計画の策定等の義務付け及び特有の設備、専従の人員の共用を不可とする規定について、保育所についてはその保育に支障がない場合に限り、特有の設備、専従の人員について共用を可能とするもの。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するものです。

続いて、議案第 14 号芸西村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、子ども・子育て支援法において、第 72 条から第 76 条が削られ、第 77 条から第 87 条が 5 条ずつ繰り上がることに伴い、対応する条及び項の改正となります。

続いて、議案第 15 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、子ども・子育て支援法の一部の改正による条ずれに伴う改正及び学校基本法第 25 条の項の新設による改正、さらには民法等の一部を改正する法律の親権者の子に対する懲戒権の規定を削る改正に伴い、児童福祉法施行規則等の懲戒権に関する規定について改正されたことによるものです。

次に、議案第 16 号芸西村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、安全計画の策定等の義務付け等について追加するものです。

○ 岡村 俊彰 議長
暫時、休憩します。

〔休憩 10:00〕

○ 岡村 俊彰 議長
休憩前に引き続き、会議を開きます。
松本総務課長。

〔再開 10:10〕

○ 松本 巧 総務課長

議案第 17 号令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）について説明をいたします。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5250 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 7930 万 7 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第 3 表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加・変更は、第5表地方債補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

45款10項、負担金287万円の減。

50款5項、使用料49万9千円の減。

55款5項、国庫負担金566万4千円の減。

10項、国庫補助金223万1千円の増。こちらは、防災安全社会資本整備交付金を新たに1469万円計上しており増額となっております。

60款5項、県負担金178万1千円の減。

10項、県補助金2107万5千円の減。

15項、県委託金30万円の減。

75款5項、繰入金1854万5千円の減。こちらは、総額は減となっておりますが、住宅新築資金繰入金を新たに526万3千円計上をしております。

85款15項、雑入2千円の減。

90款5項、村債400万円の減。

続きまして、歳出です。

5款5項、議会費250万9千円の減。

10款5項、総務管理費2747万9千円の減。こちらは、職員手当、非課税世帯への給付金等が減額となっております。

10項、徴税費29万7千円の減。

15項、戸籍住民基本台帳費170万4千円の減。

20項、選挙費463万円の減。

25項、統計調査費37万円の減。

30項、監査委員費28万円の減。

35項、企画費1億1567万4千円の増。こちらは、ふるさと納税に関連する企業支援、企業誘致等の補助金を新たに1億2900万円余り計上しております。

15款5項、社会福祉費3160万円の減。こちらは、扶助費、負担金等が減額となっております。

10項、児童福祉費1585万7千円の減。こちらは、職員手当等が減額となっております。

20款5項、保健衛生費877万6千円の減。

10項、清掃費122万6千円の減。

25款5項、農業費1798万1千円の減。こちらは、補助金等の確定によるものとなっております。

10項、林業費220万8千円の減。

15項、水産業費101万1千円の減。

30款5項、商工費18万円の減。

35款5項、土木管理費168万5千円の減。

10項、道路橋梁費3150万円の増。こちらは、国補正予算への対応といたしまして、道路改良事業費を3150万円新たに増額し繰越する予定となっております。

15項、河川費780万円の減。こちらは、事業費の確定によるものです。

20項、住宅費194万5千円の減。

40款5項、消防費2291万8千円の減。こちらは、防火水槽新設事業の見送りによる減額となっております。

45款5項、教育総務費2112万1千円の減。これは基本構想委託の減額等によるものです。

10項、小学校費367万3千円の減。

15項、中学校費308万円の減。

20項、幼稚園費1227万5千円の減。こちらは、職員手当ほか人件費等の減額によるものです。

25項、社会教育費730万6千円の減。こちらは、修繕料、補助金等の減額です。

30項、保健体育費176万8千円の減。

今回の補正は、歳入が負担金、補助金等につきまして、収入見込額の確定により、その金額に合わせた減額を行っております。歳出につきましては、事業費の確定による減額が主なものですが、企画費の起業支援補助金、保健衛生費のゴミ処理負担金、道路橋梁費の道路改良工事の予算を増額をしております。

続きまして、5ページ、第3表繰越明許費。

10款15項、社会保障・税番号制度システム整備事業440万円。10款35項、事業者支援事業1億3654万5千円。

25款5項、園芸用ハウス整備事業801万4千円。25款5項、施設園芸燃油高騰緊急対策事業1589万円。

25款5項、肥料価格高騰緊急対策事業474万9千円。

35款10項、防災・安全社会資本整備交付金事業5033万9千円。35款15項、地域農業水利施設ストックマネジメント事業7980万円。35項15項、ダム対策事業800万円。35款20項、住宅耐震化促進事業716万2千円。35款20項、地震対策空き家改修事業1023万2千円。

45款5項、教育施設集約化基本構想策定業務925万4千円。

以上が、繰越予定の事業となっております。

続きまして、6ページをお願いします。

第5表、地方債補正。

追加。起債の目的、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債。限度額1170万円。記載の方法、証書借入または証券発行。利率5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金については、その資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

続きまして、変更です。起債の目的、一般単独事業債。補正前限度額5000万円、補正後の限度額4600万円。緊急防災・減災事業債、補正前限度額1170万円、補正後の限度額は0。記載の方法、利率、借入先、償還の方法についての変更はありません。

以上が、令和4年度一般会計補正予算となります。補正予算の詳細につきましては、10ページ以降の事項別明細書の説明書に記載をしておりますので、後ほどご確認いただくようお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

議案第18号令和4年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を説明します。1ページをお願いします。

令和4年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ511万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2959万9千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

30款5項、繰入金511万8千円減。

続きまして、歳出です。

5款5項、総務管理費511万8千円減。

本補正予算は、歳入歳出とも職員の配置換え等により事務費を変更しております。

続きまして、議案第19号令和4年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明します。1ページをお願いします。

令和4年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ457万5千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9210万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

5款5項、介護保険料1055万円減。

20款5項、国庫負担金2261万6千円増。

10項、国庫補助金393万円増。

25款5項、支払基金交付金351万9千円増。

30款5項、県負担金653万2千円減。

15項、県補助金11万9千円減。

45款5項、一般会計繰入金73万円減。

10項、基金繰入金755万9千円減。

続きまして、歳出です。

5款5項、総務管理費536万8千円減。

10款5項、介護サービス等諸費1198万5千円増。

10項、介護予防サービス等諸費60万円減。

20項、高額介護サービス等費200万円増。

25項、特定入所者介護サービス等費350万円減。

40款5項、償還金及び還付加算金5万8千円増。

本補正予算は、歳入では保険料収入や国及び県の負担金の収入見込みによる変更と、歳出ではサービス給付費の見込みに伴う変更が主なものです。

○ 岡村 俊彰 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第20号についてご説明いたします。1ページをお願いします。

令和4年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ526万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ896万9千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入です。

10款5項、県補助金526万3千円の増。

続きまして、歳出です。

20款5項、繰出金526万3千円の増。

今回の補正予算は、徴収が困難となった案件につきまして、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金の助成対象と認められましたので、歳入につきましては見込まれる補助金を増額し、歳出につきましては一般会計への繰出金を増額しております。ご審議のほどよろしくご説明いたします。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

議案第21号をご説明いたします。1ページをお願いします。

令和4年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3476万4千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

45款5項、村債300万円の減。

3ページをお願いします。歳出。

5款5項、管理費300万円の減。

4ページをお願いします。第3表繰越明許費。5款5項管理費、事業名、県営和食ダム建設事業。金額、5610万円。

5ページをお願いします。第5表地方債の補正。1、変更。起債の目的、簡易水道事業。補正前限度額1億2320万円、補正後限度額1億2020万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法については変更はありません。

今回の補正で主なものとしまして、老朽化した水道管の布設替え関連費用の額の確定に伴う減額予算を計上しております。

続きまして、議案第22号を説明します。1ページをお願いします。

令和4年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表歳出予算補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳出予算補正。

歳出。

5款5項、下水道事業費補正額0円。

今回の補正は、4ページにありますとおり消費税の額確定に伴い歳出予算の組み替え予算を計上するものです。

○岡村 俊彰 議長

松本総務課長。

○松本 巧 総務課長

議案第23号令和5年度芸西村一般会計予算について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和5年度芸西村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億1700万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第5表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8億円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

- 5款5項、村民税1億3356万1千円。
 - 10項、固定資産税1億7633万6千円。
 - 15項、軽自動車税1574万1千円。
 - 20項、たばこ税4000万円。
 - 30項、入湯税640万円。
 - 10款5項、地方揮発油譲与税510万7千円。
 - 15項、自動車重量譲与税1181万6千円。
 - 20項、森林環境譲与税355万円。
 - 15款5項、利子割交付金38万1千円。
 - 16款5項、配当割交付金146万円。
 - 17款5項、株式等譲渡所得割交付金164万2千円。
 - 18款5項、地方消費税交付金9950万6千円。
 - 19款5項、法人事業税交付金585万4千円。
 - 20款5項、ゴルフ場利用税交付金3662万5千円。
 - 31款5項、環境性能割交付金141万3千円。
 - 33款5項、地方特例交付金179万円。
 - 35款5項、地方交付税11億1000万円。
 - 40款5項、交通安全対策交付金64万円。
 - 45款5項、分担金50万円。
 - 10項、負担金450万7千円。
 - 50款5項、使用料4290万7千円。
 - 10項、手数料1147万9千円。
 - 55款5項、国庫負担金1億1903万5千円。
 - 10項、国庫補助金1億1990万4千円。
 - 15項、国庫委託金174万9千円。
 - 60款5項、県負担金7642万1千円。
 - 10項、県補助金2億6439万1千円。
 - 15項、県委託金1498万2千円
 - 65款5項、財産運用収入1198万円。
 - 10項、財産売払収入1623万2千円。
 - 70款5項、寄附金22億130万円。
 - 75款5項、繰入金7億8814万6千円。
 - 80款5項、繰越金2000万円。
 - 85款3項、延滞金、加算金及び過料120万円。
 - 5項、預金利子8万5千円。
 - 10項、貸付金元利収入1015万1千円。
 - 15項、雑入2932万5千円。
 - 90款5項、村債2億3088万4千円。
- 合計56億1700万円となっております。
- 続きまして6ページ、歳出です。
- 5款5項、議会費5141万6千円
 - 10款5項、総務管理費2億9019万7千円。
 - 10項、徴税費4760万2千円。
 - 15項、戸籍住民基本台帳費3268万8千円。
 - 20項、選挙費922万円。
 - 25項、統計調査費8608万3千円。
 - 30項、監査委員費93万9千円。

35 項、企画費 14 億 410 万円。
15 項 5 項、社会福祉費 5 億 8770 万 3 千円。
10 項、児童福祉費 2 億 1183 万 8 千円。
15 項、災害救助費 16 万 1 千円。
20 款 5 項、保健衛生費 2 億 4464 万 8 千円。
10 項、清掃費 5999 万 7 千円。
25 款 5 項、農業費 2 億 769 万 9 千円。
10 項、林業費 2688 万円。
15 項、水産業費 4083 万 2 千円。
30 款 5 項、商工費 312 万円。
35 款 5 項、土木管理費 4324 万 5 千円。
10 項、道路橋梁費 2 億 564 万円。
15 項、河川費 1 億 1998 万 1 千円。
20 項、住宅費 8153 万 7 千円。
25 項、公共下水道費 1 億 7570 万円。
40 款 5 項、消防費 1 億 16 万 9 千円。
45 款 5 項、教育総務費 6042 万 1 千円。
10 項、小学校費 4746 万 8 千円。
15 項、中学校費 6051 万円。
20 項、幼稚園費 6510 万 8 千円。
25 項、社会教育費 7331 万 5 千円。
30 項、保健体育費 9554 万 7 千円。
55 款 5 項、公債費 2 億 4180 万 2 千円。
60 款 10 項、基金費 9 億 3622 万円。
99 款 99 項、予備費 521 万 4 千円。

続きまして、第 5 表地方債です。起債の目的。公共事業等、限度額 5420 万円。教育・福祉施設等整備事業 7420 万円。公営住宅建設事業 2550 万円。一般単独事業 6635 万円。臨時財政対策 1063 万 4 千円。合計 2 億 3088 万 4 千円となっております。

起債の方法は、証書借入または証券発行。利率 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金については、その資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

令和 5 年度一般会計当初予算の総額につきましては、前年度比 1 億 3340 万円増の 56 億 1700 万円となっております。一般会計当初予算に関する詳細な説明は差し控えさせていただきますが、前年度の款ごとの比較につきましては、10 ページ以降の事項別明細書、また節ごとの詳細につきましては、13 ページ以降の事項別明細の説明書をご確認いただきたいと思います。なお、別紙参考資料といたしまして、令和 5 年度当初予算の新規事業等の概要についてまとめた資料をご用意しておりますので、合わせてご覧いただけますようお願いをいたします。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長。

議案第 24 号令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計予算を説明します。1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 9193 万 2 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

一時借入金。第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億

円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入です。

5款5項、国民健康保険税1億5888万7千円。

10款5項、手数料千円。

15款10項、国庫補助金5万円。

23款15項、県補助金5億5580万1千円。

30款5項、繰入金7650万7千円。

40款3項、延滞金、加算金及び過料5万円。

5項、雑入62万円。

45款5項、財産運用収入1万6千円。

合計7億9193万2千円となっております。

3ページをお願いします。歳出です。

5款5項、総務管理費1442万1千円。

10項、徴税費15万1千円。

15項、運営協議会費4万8千円。

10款5項、療養諸費4億7313万6千円。

10項、高額療養費7226万円。

15項、移送費2万円。

20項、葬祭諸費36万円。

25項、出産育児一時金500万円。

30項、傷病手当金93万4千円。

11款5項、医療給付費分1億4837万6千円。

10項、後期高齢者支援金等分4690万3千円。

15項、介護納付金分2030万7千円。

20款5項、共同事業拠出金2千円。

25款3項、特定健康診査等事業費537万8千円。

次のページをお願いします。

5項、保健事業費317万円。

30款5項、公債費5万円。

35款5項、償還金及び還付加算金40万円。

15項、基金費1万6千円。

99款99項、予備費100万円。

合計7億9193万2千円。

令和5年度当初予算につきましては、国民健康保険事業費納付金及び一般管理費等の減により前年度より約3290万円の減となっております。赤字運営の早期解消に向け引き続き医療費の適正化、特定健診の受診率向上、生活習慣病予防重症化予防事業等に取り組んでいくこととしております。

続きまして、議案第25号令和5年度芸西村介護保険事業特別会計予算を説明します。1ページをお願いします。

令和5年度芸西村介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6620万7千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入です。

5款5項、介護保険料9434万4千円。

15款10項、手数料千円。

20款5項、国庫負担金9063万7千円。

10項、国庫補助金3827万1千円。

25款5項、支払基金交付金1億4302万3千円。

30款5項、県負担金8027万6千円。

15項、県補助金90万4千円。

35款5項、財産運用収入1万1千円。

45款5項、一般会計繰入金1億406万2千円。

10項、基金繰入金1333万2千円。

60款5項、遅延金、加算金及び過料3万円。

20項、雑入131万6千円。

合計5億6620万7千円です。

4ページをお願いします。歳出です。

5款5項、総務管理費2690万4千円。

15項、介護認定審査会費357万2千円。

25項、計画策定委員会12万円。

10款5項、介護サービス等諸費4億7685万円。

10項、介護予防サービス等諸費857万円。

15項、その他諸費45万4千円。

20項、高額介護サービス等費1637万円。

22項、高額医療合算介護サービス等費182万円。

25項、特定入所者介護サービス等費2180万円。

25款5項、一般介護予防事業費159万6千円。

10項、包括的支援事業・任意事業費220万8千円。

15項、介護予防・生活支援サービス事業費216万円。

20項、その他諸費2万2千円。

25項、高額介護予防サービス相当費5万円。

30款5項、基金積立金1万1千円。

40款5項、償還金及び還付加算金20万円。

10項、繰出金50万円。

99款99項、予備費300万円。

合計5億6620万7千円となっております。

令和5年度当初予算につきましては、一般管理費は減ですが、給付費の増により前年度より約210万円の増となっております。第8期介護保険事業計画の最終年度として、第9期計画策定に向けた費用と前年度までの給付実績等を踏まえた予算としております。給付費は年々増加傾向にありますので、地域包括支援センターとも連携し引き続き介護予防事業等に取り組んでいくこととしております。

続きまして、議案第26号令和5年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を説明します。1ページをお願いします。

令和5年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8348万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入です。

5款5項、後期高齢者医療保険料5200万1千円。

10款5項、手数料千円。

20款5項、一般会計繰入金2696万8千円。

30款5項、遅延金、加算金及び過料1万円。

10項、償還金及び還付加算金10万円。

25項、雑入440万円。

合計8348万円です。

3ページをお願いします。歳出です。

5款5項、総務管理費1077万7千円。

10款5項、後期高齢者医療広域連合納付金7260万3千円。

15款5項、償還金及び還付加算金10万円。

合計8348万円です。

令和5年度当初予算につきましては、一般管理費の増により、前年度より約980万円の増となっております。令和5年度から実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に向けた体制整備費用等を計上し、医療・介護・保健事業と連携しながら、健康寿命の延伸と医療費抑制に取り組んでいくこととしております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第27号についてご説明いたします。1ページをお願いします。

令和5年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

10款5項、県補助金2万7千円。

25款5項、貸付金元利収入297万3千円。

続きまして歳出です。

5款5項、貸付事業費18万3千円。

20款5項、繰出金272万3千円。

99款99項、予備費9万4千円です。

令和5年度予算につきまして、歳入では住宅新築資金等貸付助成事業の補助金と貸付金元利収入、歳出では貸付事業の事務経費、一般会計への繰出金、予備費を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

議案第28号をご説明します。1ページをお願いします。

令和5年度芸西村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億569万5千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第5表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1000万円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

5款5項、使用料及び手数料5918万円。

10項、工事収入2万円。

10款5項、負担金74万4千円。

14款5項、財産運用収入13万2千円。

15款5項、繰入金2億391万9千円。

45款5項、村債1億4170万円。

歳入合計4億569万5千円。

3ページをお願いします。

歳出。

5款5項、管理費2億576万5千円。

10款5項、公債費6220万円。

15款5項、基金費5万円。

99款99項、予備費1億3768万円。

歳出合計4億569万5千円。

4ページをお願いします。

第5表地方債。起債の目的、簡易水道事業。限度額1億4170万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金については、その資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

令和5年度の簡易水道事業の当初予算につきましては、通常の維持管理費に加えまして、本年度に行いました水源地施設の保守点検結果に基づき、故障や一部機能不全のある津野地区の加圧ポンプユニットの交換のほか、機能不全となる可能性が高い入野水源地のナンバー2ポンプと井ノ本水源地のナンバー2ポンプの取り換え費用。水道管工事では、老朽管の布設替え工事や、瓜生谷地区の断水リスクを軽減するために西分一向地区から馬ノ上岡地区まで水道を新たにつなぐ工事費用等を計上しております。また、令和6年度からの公営企業会計の移行に伴いまして、水道基金の繰入金を予算計上しております。

次に、議案第29号をご説明します。1ページをお願いします。

令和5年度芸西村下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5710万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第5表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

5款5項、国庫補助金 1250 万円。

10 款5項、繰入金 1 億 7570 万円。

20 款5項、公共下水道債 1460 万円。

35 款5項、分担金及び負担金 200 万円。

10 項、使用料及び手数料 5230 万円。

歳入合計 2 億 5710 万円。

3ページをお願いします。

歳出。

5款5項、下水道事業費 9909 万 8 千円。

10 款5項、公債費 1 億 5750 万円。

99 款99 項、予備費 50 万 2 千円。

歳出合計 2 億 5710 万円。

4ページをお願いします。

第5表地方債。起債の目的、下水道事業。限度額 1460 万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び繰越資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。償還の方法、1、政府資金・県資金及び機構資金については、その資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

令和5年度下水道事業当初予算につきましては、通常の維持管理費に加えまして、和食地区のマンホールにおいて大雨時に雨水の流入が見られるため不明水調査の費用のほか、下水道施設の長寿命化対策を進めるため主要な設備の今後の修繕計画を立てるストックマネジメント計画策定の予算計上をしております。また、簡易水道事業と同様に公営企業会計の移行につきましても継続して取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長。

議案第 30 号安芸広域障害支援区分認定審査会を共同設置する普通地方公共団体の数の減少及び同審査会共同設置規約の一部変更についてを説明します。本案は、安芸広域障害支援区分認定審査会から東洋町が脱退することに伴い、同審査会を共同設置する普通地方公共団体の数を減少すること及び同審査会共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により議会の議決も求めるものです。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
以上で一括上程議案の説明を終わります。

《日程第 4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 4、議案第 1 号令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 4 号）の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

《散会》

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:03 散会]